

横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

令和5年3月改訂

教育委員会事務局

はじめに

横浜市では、平成 29 年度に策定した「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（以下、「建替え基本方針」という。）」に基づき建替校を選定し事業を進めているところです。

学校施設の計画及び設計に必要な基本方針として平成 14 年に策定した「横浜市小・中学校施設設計画指針」及び平成 16 年に策定した「横浜市小・中学校施設整備水準」に基づき施設整備を行ってきました。

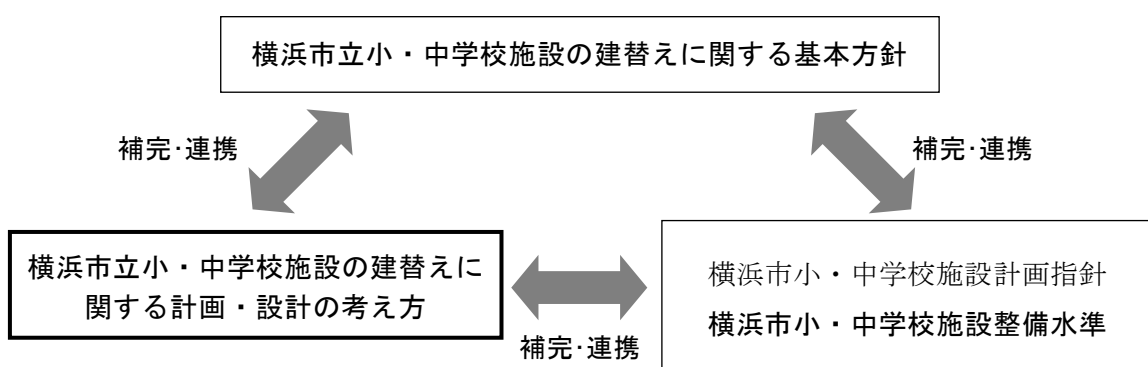
一方で、学校施設をはじめとする大量の公共建築物の老朽化が一斉に進み、現在では保全や建替えにかかる財政負担が課題となっています。将来的には、人口減少社会の到来や人口構成の変化に伴う税収の伸び悩みなど、横浜市を取り巻く状況は大きな転換期を迎えることが予想され、財政負担の軽減・平準化の取り組みは喫緊の課題です。このため、「横浜市小・中学校施設設計画指針」については、文部科学省の施設整備指針、学習指導要領の改訂や横浜教育ビジョン 2030 の策定、建替え基本方針の策定の状況を踏まえ平成 31 年 2 月に改訂し、「今後の建替計画を踏まえ、出来る限り財政的な負担を軽減することを目的とする」ことを明記しました。

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方（以下「計画・設計の考え方」という。）」は、「教育活動に必要な機能の確保」をしつつ、「施設規模の効率化」と「事業費の縮減」を行う考え方を示し、横浜市職員と計画・設計業務に携わる受託者の共通理解のもと、効率的・効果的な建替えと財政負担の軽減の両立を図り、学校施設の建替えを持続可能な事業とすることを目的として策定したものです。

この「計画・設計の考え方」は、教育委員会事務局教育施設課、建築局学校整備課、財政局公共施設・事業調整課と協議して策定をしました。

なお、今後建替えを進めていく中で、社会情勢等の大きな変化や本市の方針の大きな転換などにより、計画・設計の考え方の内容が実態に合わなくなった場合には見直しを検討します

「設計・計画の考え方」の位置づけ



目 次

第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点	- 1 -
1 施設規模の増大への対応	- 1 -
2 膨大な事業費への対応	- 1 -
第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方	- 2 -
1 建替えにあたっての基本的な考え方	- 2 -
2 工事計画	- 2 -
3 配置計画	- 3 -
4 平面計画	- 4 -
5 立面計画・断面計画	- 5 -
6 構造計画	- 6 -
7 設備計画	- 6 -
第3章 環境への配慮等	- 7 -
1 環境性能の検討	- 7 -
2 木材利用	- 7 -
3 緑化・植栽	- 7 -
4 維持管理・ランニングコストへの配慮	- 7 -
5 安全面への配慮	- 8 -
6 その他の留意事項	- 8 -
第4章 計画・設計の進め方	- 9 -
1 基本構想策定	- 9 -
2 基本計画策定	- 9 -
3 基本設計、実施設計	- 9 -

第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点

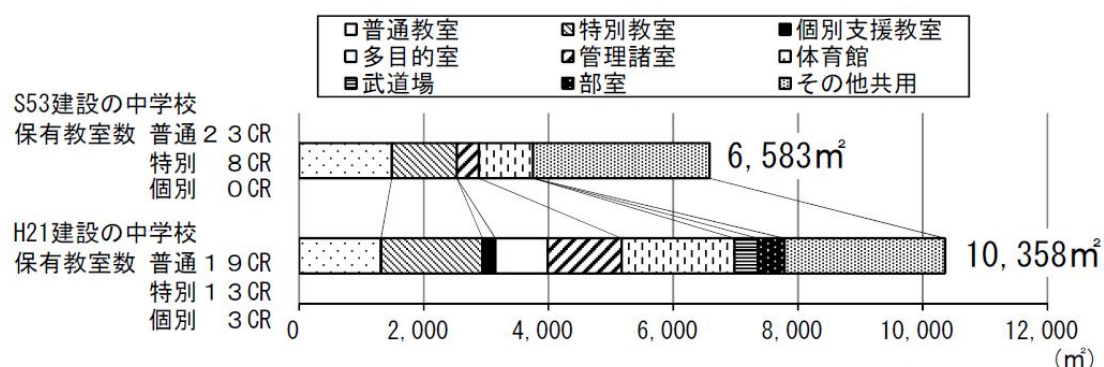
1 施設規模の増大への対応

教育内容の変化等により、整備が必要な特別教室や諸室の種類・面積も変更され、横浜市においても教育内容に必要な学校施設の諸室等を横浜市学校施設整備水準として定め、必要な諸室等を見直してきました。

従来は整備していなかった個別支援教室や多目的室、武道場等を整備することとし、また、体育館も従来の面積より大きく整備することとしています。

そのため、老朽化した学校施設を建て替える場合は、従来の施設規模に比べ、規模が1.5倍程度大きくなる可能性もあり、整備費や維持管理費の縮減を考慮した計画・設計を行う必要があります。

図1 建設年度の異なる同規模中学校の施設比較



出典:横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(平成29年5月 横浜市教育委員会)

2 膨大な事業費への対応

「建替え基本方針」では、建替対象校は昭和56年度以前に建設された384校とし、事業期間は、昭和56年度以前に建設された学校が築70年に達する令和33年度までとし、事業費は約1兆円と試算しています。事業費が膨大であり、1年間あたりの対象事業費も多額の費用が想定される中、資材等の上昇など事業費の増加要素もあるため、コスト縮減を意識した、効率的な計画・設計を行う必要があります。

表1 建替対象の学校数(平成29年4月1日現在)

建設年度	昭和56年度以前	昭和57年度以降	計
小学校	273校	67校	340校
中学校	111校	34校	145校
計	384校	101校	485校

※ 分校、高等学校附属中学校は除く

※ 義務教育学校は、前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む

第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方

1 建替えにあたっての基本的な考え方

学校建替えにあたっては、限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に配置し、公立学校として必要な教育環境を確保します。

児童・生徒が安全で快適に教育を受けることができる環境を整備すると共に、教職員が管理しやすいプラン、スムーズな動線の確保、死角をなくすプラン（雁行を避ける等）とするために、「コンパクトな計画」かつ「シンプルな計画」とし、工事費、維持管理費などを含めたライフサイクルコストの縮減を行います。

コンパクトな計画：教室をはじめとした効率的な諸室の配置
シンプルな計画：単純な建物形状、均一で合理的な平面・立面・断面・構造計画、
単純な動線、管理のし易さ
標準的な仕上げ仕様（資料編 第3「標準的な仕上げ仕様」参照）

2 工事計画

(1) 建替え方式の検討

建替えの工事計画を検討する際、以下の2つについて検討を行い、決定しています。ひとつは今あるグラウンドに新校舎を建設し、完成後に既存校舎を撤去する方式（ローリング方式）、もうひとつはグラウンドに仮設校舎を建設し、既存校舎を撤去した場所に、新校舎を建設する方式（仮設校舎方式）です。

	ローリング方式	仮設校舎方式
概要	<ul style="list-style-type: none">・現状のグラウンドに新設校舎を建設・既存校舎を解体・撤去し、その部分にグラウンドを整備・体育館やプール棟についても建設の後に解体・撤去 (校舎とグラウンドの配置が入れ替わる)	<ul style="list-style-type: none">・現状のグラウンドに仮設校舎を建設・既存校舎を解体・撤去し、その場所に新校舎を建設・体育館やプール棟は適宜建設及び解体・撤去 (校舎・グラウンドの配置はそのまま)

(2) 工事期間中の機能確保

工事期間中においても学習環境を維持できるよう配慮します。

なお、校舎棟以外の機能確保の優先順位は、次のアからエの順とします。

ア 給食の継続

原則として工事期間中も給食が継続可能な計画とし、配膳の際に屋外を通る動線は避けることとします。

イ 体育館使用の継続

グラウンドの確保が難しいケースが多く、体育授業の使用頻度が高いため、原則として継続的に利用可能な計画とします。また、可能な限り防災拠点としての継続利用についても検討します。

ウ プール授業の継続

原則として工事期間中もプール授業が継続可能な計画とします。使用不可となる場合は、出来る限り使用不可の期間を短くするように計画します。

エ グラウンドの継続

工事期間中においても、出来る限りグラウンド面積を確保できるよう努めます。

(3) 部分建替え

建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない棟がある場合には部分建替えを検討し、決定しています。検討にあたり、部分建替えと全体建替えのイニシャル、ランニングを含めたコスト比較を行うほか、将来の維持管理や残置建築物の建替え等も含め、敷地全体の建替え計画を策定し、今後の学校運営や工事計画を円滑に行うこととしています。

(4) 安全対策

工事のための動線と児童・生徒・教職員・地域利用の動線の交錯を避けるなど安全面・学校運営に配慮します。

3 配置計画

(1) 校舎棟の配置

建替え方式の検討を踏まえた計画とし、その他に、敷地及び周辺の地形の特性、道路の状況、街並み、将来的な擁壁の築造替え等にも配慮し、経済性、機能性、安全性、維持管理、生活環境等を総合的に判断した配置とします。

また、児童・生徒の安全に配慮し、死角のない配置とします。

(2) グラウンドの配置や面積の確保

グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準であり、建替えにあたり小学校は120mトラック、中学校は150mトラックを確保し、他の運動施設等が設置できる面積を確保します。（参考資料 第2「1 グラウンドの規模等」参照）

また、災害時の児童・生徒の避難も考慮し、校舎棟昇降口からグラウンドへの避難動線も配慮します。

(3) 体育館、プールの地上設置

小・中学校それぞれの基準に沿った面積を確保すると共に、コスト及び維持管理の観点から原則として、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。体育館については、災害時における地域防災拠点として指定されている場合が多いため、地震や風水害の際にも利用しやすい場所に設置します。

ただし、グラウンド面積の確保が困難で、かつ高さ制限、日影規制等により高層化の計画が困難な場合は、校舎棟又は体育館の屋上へのプール設置や体育館の立体化等についても検討を行います。その際には、学習環境や構造、設備、工事費等を十分検討することとします。

(4) 災害への配慮

ア ハザードマップ等により土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等を把握した上で建物の配置計画を検討します。

イ 学校が地域防災拠点となる場合は、教育活動の再開時に、教育活動エリアと避難所エリアを分離しやすくするとともに、施設の利用にあたって両者の動線が交錯しないよう、普通教室群と体育館の配置に配慮するなど、災害時の避難者受け入れや地域防災拠点としての運営等も考慮した

配置とします。

ウ 津波等の自然災害による浸水が予想される地域など、体育館を地上レベル（グラウンドレベル）に設置することによって地域防災拠点等の機能が損なわれる恐れがある場合は、2階以上への設置も検討します。

(5) 周辺環境への配慮

日影、電波障害、グラウンドの埃、騒音、植栽、出入り車両の影響等、周辺環境への影響を考慮した計画とします。

(6) 複合化への対応

複合化にあたっては、児童・生徒の学習環境と安全の確保に万全を期すとともに、複合施設の活動内容を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とします。

また、それぞれの専用部分、共同利用部分の区域、防犯体制や管理に対する責任を明確にするなど、教職員に運営管理上の負担がかからないよう十分配慮します。

4 平面計画

管理エリア・教室エリアの動線が交錯することのないなど学校運営に配慮した平面計画とします。

(1) 普通教室等

ア 普通教室の大きさは、縦8m×横8mの64㎡を標準とします。

イ 特別教室、多目的室、その他の諸室についても、8m×8mの普通教室のグリッドに合わせて配置することを原則とします。

(2) 共用部分の計画

ア 全体規模に占める共用部分の割合

敷地条件等にもよりますが、建物全体の床面積のうち、共用部分の面積は25%から30%までを目安とします。

建物全体の床面積：校舎、体育館及び給食室を含み、プール、屋外倉庫等の附帯施設は除く。

共用部分：廊下、階段、手洗い流し、PS等の部分を指す。

表2 全体規模の目安の例（小学校）

普通教室数	建物全体の床面積		付帯施設	全体の延べ床面積
	諸室の床面積	共用部分		
12 教室	4,700 ㎡	1,800 ㎡	200 ㎡	6,700 ㎡
18 教室	5,500 ㎡	2,200 ㎡	200 ㎡	7,900 ㎡
24 教室	6,100 ㎡	2,300 ㎡	200 ㎡	8,600 ㎡

イ 廊下、階段

廊下及び階段の幅は、建築基準法、バリアフリー法等の基準を満足した上で、通行及び避難に必要な最小限の幅とし、有効幅員の目安は表3のとおりとします。また児童・生徒の安全に配慮し、死角のない動線計画とします。

なお、表3の幅員を広げる場合には、その必要性について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

また、階段は、通行及び避難に必要な最小限となる数、配置となるよう計画します。廊下につ

いては、利用者、諸室のつながり、構成等を考慮した上で、コンパクトな配置となるよう計画とします。

表3 廊下、階段幅の目安（有効幅員）

	小学校、中学校共通（m）
廊下（片側教室）	2.1
廊下（両側教室）	2.4
階段	1.8

(3) 屋上、バルコニー、ピロティ、吹抜け等

機能上の必要性を十分検討した上で過大な計画としないこととします。

ア 屋上

手すりは形状・仕様をメンテナンスに配慮した計画とします。

イ バルコニー

転落防止、避難動線の確保を目的として設けることを原則とし、通行に支障がない幅員（1 m程度）とします。なお、教室、特別教室、多目的室が無い部分への設置については必要性を十分に検討することとします。

ウ ピロティ

児童・生徒の通行及び避難動線等からやむを得ない場合を除き、原則、設けないこととします。

エ 吹抜け

児童・生徒が転落する恐れがあり、火災時等に火煙の伝搬経路になることも想定されるうえ、防火設備の設置も必要となるため、自然換気等のための効果や必要性について十分検討したうえで設置することとします。

また、児童・生徒の安全性やメンテナンスに配慮し、天窓は設けないこととします。

オ ホール、ワークスペース

児童・生徒の通行及び避難の動線、授業における利用など、その必要性や実際の使い方について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

カ 中庭

設置を要する場合は採光・通風上適切な配置とするとともに、将来の維持管理、修繕時の作業員の動線や足場設置等についても配慮した計画とします。

5 立面計画・断面計画

(1) 階高等

教室、特別教室及び多目的室の天井高さは2.7mを標準とします。

階高は標準の天井高さに加え、梁や設備配管スペースを考慮し、必要最小限の高さとします。なお、周辺地域への日影等の影響がある場合には、天井高さを下げることも可とします。

(2) 階数

校舎棟は、小学校は3階建て以下、中学校は4階建て以下を原則とします。

グラウンド面積の確保が困難な場合等においては、高層化の計画についても検討します。

6 構造計画

- (1) 建築物の構造設計については、建築基準法令に関する規定、各種建築学会規準のほか、次の各種基準類に準ずるものとします。
 - ア 建築局公共建築物構造設計の用途係数基準（横浜市建築局）
 - イ 建築構造設計指針（文部科学省大臣官房）
 - ウ 建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房）
- (2) 経済的なスパン割りやシンプルな形状、適度な耐震壁の配置により柱や梁の寸法を抑え、空間の確保及び躯体量の縮減を図ります。
- (3) 校舎棟と体育館など用途係数が違う建物を一体で整備する場合は、エキスパンションジョイント等を設けて構造上別棟にすることで躯体量の縮減を図ります。
- (4) 将来的な学校施設整備の在り方の変化にも対応できるよう、プランの変更が可能な耐震壁の配置など構造計画に配慮します。

7 設備計画

- (1) 児童・生徒の接触や台車等の衝突など事故等の防止に十分配慮して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画します。
- (2) 機器等は十分堅牢なものとし、機器等の設置及び配管は、地震等においても事故や落下・転落等による危険が生ずることのないよう計画します。
- (3) 良好な学習環境の確保と維持管理コストの低減の両立を図ります。さらに、日常における維持管理作業時の避難動線の確保や照明器具・エアコンフィルターなどの交換時の安全な作業なども考慮し、適切な計画とします。
- (4) 省エネルギー化に寄与する設備の導入を検討すると共に、学校の利用状況を踏まえ、効果的、効率的な設備を計画します。

第3章 環境への配慮等

学校施設の建替えに際しては、自然環境に配慮した学校施設とするため省エネルギー化や木材利用の促進に取り組んでいきます。

なお、再生エネルギーの活用については既存の学校の設置状況や効率性、費用対効果等を十分に検討した上で、個別に調整することとします。

1 環境性能

「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」等に基づき建築、設備の省エネや創エネの検討を行います。

2 木材利用

横浜市では、平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和3年6月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正）に基づいて「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木材利用の促進に取り組んでいます。この方針に基づき地域材等を利用した内装等の木質化を推進し、木材使用量の目標値は、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に定めたものとします。実施にあたっては、メンテナンス性や安全性、ライフサイクルコスト等にも配慮しながら、多くの人の目に触れる部分を優先するなど、効果的かつ効率的な木質化を行います。

3 緑化・植栽

- (1) 学校施設を含めた公共施設は、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、敷地面積と用途地域に応じた緑化を行います。
- (2) 緑化・植栽を行う際には、メンテナンス性の観点等から原則として地上における緑化を優先し、効果的かつ経済的な計画とします。
- (3) 樹種の選定にあたっては、周囲からの見え方や維持管理のしやすさ、費用等を総合的に考慮した上で判断します。
- (4) 必要なグラウンド面積を確保できないなど、やむを得ず屋上緑化を採用する場合は、灌水の方法や雨漏りの防止等にも配慮することとします。

4 維持管理・ランニングコストへの配慮

学校施設は原則として教職員や学校用務員が日常的な維持管理を行います。そのため、メンテナンス性・動線にも十分に配慮し、施設計画、設備計画及び外構計画を行います。具体的には、以下の配慮事項が考えられます。

- (1) 清掃のしやすい配置・平面・納まり計画とします
- (2) 雨漏りや結露の発生しにくい建物計画、設備計画・仕様とします
- (3) 設備機器については、故障のリスクやメンテナンスの容易さ、ランニングコスト等に配慮した計画とします。
- (4) 外壁、開口部のガラス等の破損等による交換の容易さ、費用負担軽減を考慮した計画とします。
- (5) 開口部のガラスは、空調効率向上のための断熱を考慮したものとします。

5 安全面への配慮

- (1) 内装仕上げは児童・生徒の活動等を考慮した上で安全性、強度等に配慮します。
- (2) 建具等にガラスを使用する場合は、衝突防止や破損の防止、破損時の飛散防止に十分配慮します。
- (3) 敷地及び校舎内では周囲からの見通しが良く、死角が生じないような計画とします。また、不審者侵入対策など防犯についても周辺の状況を踏まえ、設計段階から十分検討しておく必要があります。
- (4) その他児童・生徒の活動上、事故が生じることのないよう、細部の設計にも配慮します。
転落防止としている手摺の高さは120 cm以上とします。児童・生徒だけで活動する場所は140 cm以上とします。

6 その他の留意事項

- (1) 誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー仕様や動線に配慮した計画とします。
- (2) 扉の指はさみ、ドアへの衝突が無いように計画します。

第4章 計画・設計の進め方

建替え事業は対象校の選定後、基本構想、基本計画の策定を経て基本設計に着手します。
各工程の進め方は以下のとおりです。

1 基本構想策定

敷地条件、計画条件などの基本的な条件を調査、検討するとともに、学校施設の建替えをより良いものにしていくため、関係者に意見を求め施設計画に反映させます。

(1) 計画条件の調査と検討

計画地の法規制、地域の諸条件を確認します。計画校の学級数、施設規模は、義務教育人口推計及び施設整備水準等から決定しています。なお、複合化を行う場合は、複合化する施設の管理運営方法を踏まえ、学校機能に支障の無いような配置計画とします。

(2) 施設構想計画

必要な機能・規模に基づき、施設の配置計画、動線計画、工事計画、仮設計画、概算事業費等の案を作成します。

2 基本計画策定

基本構想案をベースに設計者の建築計画上の知見も加味し、基本設計の初期段階として、設計条件の整理や施設計画案、工事計画案等の策定を行います。

なお、本市の技術審査委員会（設計条件審査）において、基本計画案の妥当性について審議を受けます。また、必要に応じて、基本構想時に意見を求めた関係者へ報告を行う等検討します。

(1) 施設計画案の作成

必要諸室を盛り込んだ平面計画、立面計画、断面計画を作成します。

(2) 工事計画案（建替計画）の作成

効率的で学校運営への影響に配慮した建替計画を作成します。

(3) コスト縮減に配慮した工事概算額の算出

施設計画、工事計画に基づき工事費概算を算出します。施設計画案、工事計画案の作成においては、コスト縮減に十分配慮し、複数案を比較検討の上、決定することを原則とします。

3 基本設計、実施設計

基本計画をもとに、具体的な設計図書を作成します。

(1) 基本設計

ア 耐久性や維持管理のしやすさに配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画を作成します。

イ 将来の改修にも対応できる構造計画を作成します。

ウ 情報化に対応し、環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画を作成します。

エ 基本計画時の工事概算額を精査し、コスト縮減について検討した上で、基本設計図書に基づく工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成します。

オ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、仮設計画、工事計画を作成します。

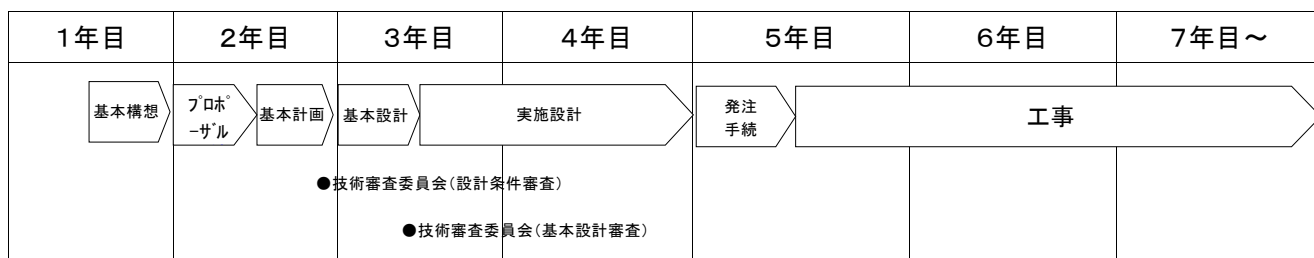
カ 本市の技術審査委員会（基本設計審査）において、基本設計案の妥当性について審議を受けます。

その後、状況に応じて近隣に資料を配布する等行います。

(2) 実施設計

- ア 詳細について学校関係者の意見を聞きながら進め、細部の検討を行い、設計に反映させます。
- イ 履行期限内において、工事発注スケジュールや本市職員のチェック期間等も踏まえた設計工程を作成し、適切に工程管理を行い、十分な余裕をもって設計図書作成・積算業務を行います。
- ウ 設計工程は、計画通知のほか各種関係法令の手続きを、十分な余裕をもって進めることが出来るように作成します。
- エ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、より詳細に仮設計画・工事計画を検討し、設計に反映します。
- オ 入札参加者の積算や工事施工に支障が出ないように、明確でわかりやすい図面等を作成します。
- カ 国庫補助金の交付を受ける場合は補助金業務の必要工程等を配慮し、業務を行います。

図2 計画・設計の流れ（目安）



改訂履歴

令和2年3月 制定

令和5年3月 改訂

横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

参考資料

令和5年8月改訂

目次

第1 屋内施設等	- 1 -
1 教室	- 1 -
2 特別教室	- 1 -
3 多目的室	- 3 -
4 管理諸室等	- 3 -
5 給食室（小学校）	- 6 -
6 運動施設	- 8 -
第2 屋外施設	- 9 -
1 グラウンド	- 9 -
2 外構	- 10 -
3 屋外付帯施設等	- 10 -
4 校庭整備の工期について	- 10 -
第3 標準的な仕上げ仕様	- 13 -
1 内部仕上げ	- 13 -
2 外部仕上げ	- 13 -
第4 電気設備・昇降機設備	- 13 -
第5 空調設備	- 14 -
第6 想定される複合用途（教育委員会所管の施設以外）	- 15 -
1 放課後キッズクラブ（小学校のみ）【こども青少年局青少年部放課後児童育成課】	- 15 -
2 防災備蓄庫【総務局危機管理室地域防災課】	- 15 -
3 横浜市地区センター条例に基づくコミュニティハウス【市民局区政支援部地域施設課】	- 15 -
4 災害用ハマッコトイレ【環境創造局下水道管路部管路保全課】 ※別途工事	- 16 -
5 消防団器具置場【消防局消防団課】 ※別途工事	- 16 -

※ 本参考資料の記載内容の具体化については、設計業務を進める段階において、学校関係者等と協議し決定することになります。

第1 屋内施設等

1 教室

(1) 普通教室

ア 普通教室は他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。原則南面とし、それが困難な場合は東面もしくは南西面とさせることが望ましいです。

イ 各学年の学級数が増加した場合においても、空間的なまとまりを崩すことなく施設の増築が可能な計画とすることが望ましいです。

ウ 普通教室は静かで落ち着いた学習ゾーンとし、活動的な特別教室群と分離させることが望ましいです。

エ 普通教室と廊下の間は、児童・生徒が授業に集中できるよう音・視線に配慮するとともに、更衣時の教室外からの視線に配慮します。また、固定の間仕切り部分を設け掲示が可能な仕様にするなど、児童・生徒の作品等の掲示に対応できる計画とします。

オ 1教室の児童・生徒数の上限は小学校35人、中学校40人です。

(2) 個別支援教室

ア 個々の児童・生徒の障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の教室です。

イ 本市には「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」の個別支援学級があります。

ウ 普通教室と同様、他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。

エ 一般学級との交流授業を考慮し、普通教室から離れすぎない位置に配置します。

オ 安全な生活環境を確保することのできる配置計画とします。設置階は災害時の避難等にも配慮し、なるべく1階に配置することが望ましいです。

カ 緊急時の連絡や避難、日常生活の利便性を考慮し、職員室・保健室・昇降口・便所への動線に配慮した位置とします。また、小学校では児童が配膳を行うことから、給食室からの配食に配慮した位置とします。

キ 1教室の児童・生徒数の上限は8人です。

(3) 特別支援教室

ア 日常的には一般学級に在籍している児童・生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペースです。

イ 緊急時の連絡や避難、職員室・保健室・昇降口への動線に配慮した位置とします。

2 特別教室

(1) 理科教室

ア さまざまな種類の観察、実験、飼育、栽培、制作等を行うための教室です。

イ 第二理科室を設置する場合は、原則として第一理科室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

(2) 音楽教室

ア 歌唱、楽器演奏、音楽鑑賞等の学習を行うための教室です。また、クラブ活動（小学校：マーチング、中学校：ブラスバンド）でも使用します。

イ 配置計画にあたっては、使用時には常に音が発生することから、校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう

配置します。

ウ 周囲への配慮として、壁、建具は防音仕様とします。

エ 第二音楽室を設置する場合は、原則として第一音楽室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

(3) 家庭科教室（小学校）

ア 5、6年生を対象に調理、被服製作、アイロン及び洗濯等の実習を行うための教室です。

イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する場合があります。

(4) 家庭科教室（中学校）（旧：調理室、被服室）

ア 日常食の調理の他、栄養、食品、食事作法等の実習を行う調理室の機能と、被服製作、アイロン、洗濯、染物等の実習や、住居や保育の学習も行う被服室の機能を合わせた教室です。

イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する場合があります。

(5) 図画工作教室（小学校）

ア 絵画、版画、木工、彫金等の製作を行うための教室です。

イ 授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することがあるため、動線に配慮した位置とすることが望ましいです。

(6) 美術教室（中学校）

ア 絵画、版画等の製作や石膏、粘土、石材、板材、金属等を用いた製作を行うための教室です。

イ 授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することがあるため、動線に配慮した位置とすることが望ましいです。

(7) 技術教室（中学校）（旧：金工・木工室）

ア 金属や木材の切断、研磨、組立、塗装等の学習を行うための教室です。

イ 授業内容によっては金属を切断する機械音や金槌による打設音が発生するため、学校内外への騒音対策として、配置計画の際に十分な検討が必要です。

ウ 塗装等の作業が発生するため、テラスや中庭など屋外の作業スペースと近接することが望ましいです。

(8) 図書室

ア 一般的読書、教科学習、読書指導、図書館利用指導、館外貸出、放課後学習、課外学習等を行うための教室です。

イ 配置計画にあたっては、静かで落ち着いた環境が必要なため、校内外からの騒音の影響が少ない場所とします。また、全学年が利用し、使用頻度が高いことから、普通教室群に近接した位置とします。

ウ 一般開放を行う場合は、一般利用者の動線にも配慮した計画とします。

エ タブレット等を使用した調べ学習を行います。

(9) 教育相談室

ア 一般相談（学業、友人、家庭等の問題）や非行等の問題を起こした時の指導を行うための室です。

イ 児童・生徒の日常動線と隔離する必要があるため、普通教室群から離れた場所に配置します。

(10) 特別活動室（中学校）

生徒会本部役員と顧問の打ち合わせ、会議、行事等の準備を行うための室です。

(11) 進路指導室（中学校）

ア 主に生徒の進路指導を行うための室です。

イ 放課後等に先生と生徒の少人数で使用するため、職員室の近くが望ましいです。

3 多目的室

(1) 多目的室（水廻り学習等）（小学校）

ア 第二理科室としての利用や、生活科（低学年）、書写、水を使用するような学習を行うための室です。

イ 授業内容によっては室内の流しで足りない場合があるため、廊下に設ける水飲み場に近接するよう配置します。

(2) 多目的室（集会・発表等）

ア 音楽、社会、発表を伴う学習、学級単位以外のグループ学習や一斉学習等の多様な学習を行うための室です。

イ 映像、音楽等を視聴する際にも使用するため、校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう配置します。

<小学校>

ウ 合唱、合奏、集会、発表等様々な利用が想定されることから、ステージを学校と調整の上、設置します。

<中学校>

エ 楽器を使用する音楽活動で使う頻度が高いと想定されるため、楽器収納のための準備室を設けます。

(3) 多目的室（少人数指導）

ア 教科の理解度などによりクラスを2～3グループに分けて、少人数できめ細かい授業を行うための室です。

イ 中学校の場合、特別教室を持たない教科（数学、国語、社会、英語）の書籍・書類・資料や利用頻度の少ない図書等を保管するための棚を各室の後方に設けます。（旧教科資料室の役割）

(4) 多目的室（学校指定）

ア 学校現場に求められる課題に対応する室として整備します。

イ 具体的な用途としては、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室、個別級の増対応等があげられます。具体的な用途については、学校と調整を行います。

4 管理諸室等

(1) 校長室

ア 校長が執務、会議、応接等を行うための室です。原則、職員室と隣接させます。

イ 原則、グラウンドに面する位置に配置します。

(2) 職員室

ア 教職員が執務、児童・生徒指導、意思伝達会議等を行うための室です。

イ 学校全体を把握する必要があるため、建物内においては移動しやすい場所に配置すると共に、グラウンドに対

しても全体を見渡せるような配置とします。

また、原則として、グラウンドへすぐに出られるよう、グラウンドに面する1階に配置します。2階に職員室を配置せざるを得ない場合はグラウンドへ円滑に出ることが可能になるよう、動線に配慮します。

さらに、校長室、印刷室、事務室と近接させ、その他の管理諸室や職員・来校者用玄関とも近接させることが望ましいです。

ウ 児童・生徒の個人情報や学業の成績を取り扱うなど、重要な事務を行う室であるため、プライバシーを確保しやすい設えとします。

(3) 事務室

ア 事務員が事務処理の執務を行うための室です。

イ 職員室と近接した配置とします。

(4) 保健室

ア 病気やケガの救急処置や健康診断、休養等に対応するための室です。

イ 屋外でのケガ等にも対応することが多いため、1階のグラウンドに面する位置に配置します。

ウ 外部からの出入口を設置するとともに、保健室の外部に足洗い場、水飲み場を設置します。

エ プライバシーも配慮し、緊急車両等がグラウンド以外からも近づける位置に配置します。

(5) 保健相談室

ア 児童・生徒の保健組織活動や心身の問題の相談、指導を行う室です。

イ 保健の先生が業務を兼ねることから、保健室と隣接させます。

(6) 放送スタジオ室

ア 教職員、児童・生徒による校内放送や、映像・音響ソフトの編集作業を行うための室です。

イ 集会や運動会等の行事で使用するため、原則、グラウンドに面する位置に配置することが望ましいです。

(7) 技術員室・湯沸室（湯沸室は中学校のみ）

ア 学校内の清掃、樹木の剪定、小規模な修理等の学校環境の維持管理の用務を行う学校用務員のための室です。

イ 屋外での作業もあることから、1階の配置が望ましいです。

ウ 屋外での作業もあることから、外部からの出入口を設置します。また、中学校の場合、室内は水作業を行う湯沸室と執務を行う技術員室で構成されています。

(8) 会議室

ア 主に教職員が会議を行うための室です。

イ 教職員が使用するため、職員室に近接した配置が望ましいです。

(9) 印刷室

ア 教職員の学校経営、学級経営やP T A活動に必要な印刷、複写、切断、穴あけ製本を行うための室です。

イ 教職員が使用するため、職員室に近接した配置が望ましいです。

ウ 印刷用の用紙を保管するスペースを確保します。

(10) 教材・教具室（小学校）

- ア 教職員が学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室です。
- イ 教室で使うものを収納するため、普通教室の近くに0.5CRずつ分散配置します。

(11) 変電室

- ア 受変電設備を設置する室です。
- イ 位置は幹線の配線や機器の更新が容易なように原則として1階に配置し、車両が寄り付ける位置に外部からの出入口を設けます。また、電力の損失が最小限となるよう引き込みと建物の位置を考慮した配置とします。
- ウ 引込み電力は、3相3線式6,600Vの1回線受電です。また、変電室へは前後面保守型のキュービクル式配電盤を設置し、将来の更新や別途設備等のスペースを設けることが望ましいです。

(12) 倉庫

- ア 学校施設の営繕用や学校環境管理に必要な用具・道具類（大工用具、樹木の剪定道具等）、資材等を保管するための室です。
- イ 主に学校用務員が使用するため、技術員室と隣接していることが望ましいです。

(13) 中学校給食配膳室（中学校）

- ア 中学校給食配膳のため、コンテナや配膳台などを収納する室です。
- イ 給食搬入のため、1階の車両が寄り付ける位置に配置することが望ましいです。

(14) 職員・来校者用玄関

- ア 教職員や来校者が、靴を上履き、スリッパ等に履き替えるためのスペースです。
- イ 配置計画にあたっては、来校者の出入口にもなるため、主たる敷地の出入口から職員室までの動線を考慮した配置にします。
- ウ 下校後は、防犯上施錠するため、その後の一般の方の出入りを考慮し、電気錠等の設置が必要です。

(15) 昇降口

- ア 児童・生徒が、外履きと上履きを履き替えるためのスペースです。
- イ 管理動線と児童動線を明確にする必要があることから、登下校時に職員室・保健室の前を通過しないよう配置するとともに、児童・生徒の数に応じて分散配置も検討します。

(16) 休養室

- ア 体調不良の教職員等が休息に利用するための室です。
- イ 男女別に整備することとし、横になれる設えとします。

(17) 職員更衣室

- ア 教職員が、体育授業や実習授業等のため着替えを行うための室です。
- イ 職員・来校者用玄関、職員トイレ、職員室に近い配置計画であることが望ましいです。
- ウ 職員数に応じた対応が必要です。なお、男女別にシャワー室を1か所設けます。

(18) 児童更衣室（小学校）・生徒更衣室（中学校）

- ア 小学校では基本的に体育の授業で、中学校では体育の授業のほか部活動のために体操着や水着等に着替えをするための室です。

イ 中学校の場合は普通学級 1 学年ごとに0.5CRずつ設置し、普通教室と近接することが望ましいです。

(19) 地域交流室

ア 学校と地域が連携し、学校に関する会議、活動等を行うための室です。

イ 地域の方も利用することから、バリアフリーを考慮し、設置場所は 1 階が望ましいですが、エレベーターの位置や学校エリアとの管理区画により、それ以外も可とします。外部からの出入口を設置します。

また、学校内のトイレを使用するため、トイレも含め、管理区画を設定します。

ウ 教職員不在時でも利用が可能となるよう配置計画やセキュリティ上の区画の配慮が必要です。

(20) P T A 会議室

ア P T A 活動のための、会議、資料作成等を行うための室です。

イ 教職員不在時でも利用が可能となるよう配置計画が望ましくセキュリティ上の配慮が必要です。

ウ コピー機等の設置に備えて電源コンセントの数を想定し設置します。

(21) 耐火書庫

ア 特に重要な物品や書類（学籍簿等の学校保存公文書、準公文書等）を保管するための書庫で、火災時の火熱に耐えるような構造にします。

イ 職員室の近くが望ましいです。

5 給食室（小学校）

(1) 給食室に必要な諸室

ア 非汚染作業区域とする室

調理室、洗浄室（作業中は汚染作業区域）

イ 汚染作業区域とする室

検収室、下処理室、食品庫、配膳ホール、パン置場、牛乳置場

ウ その他

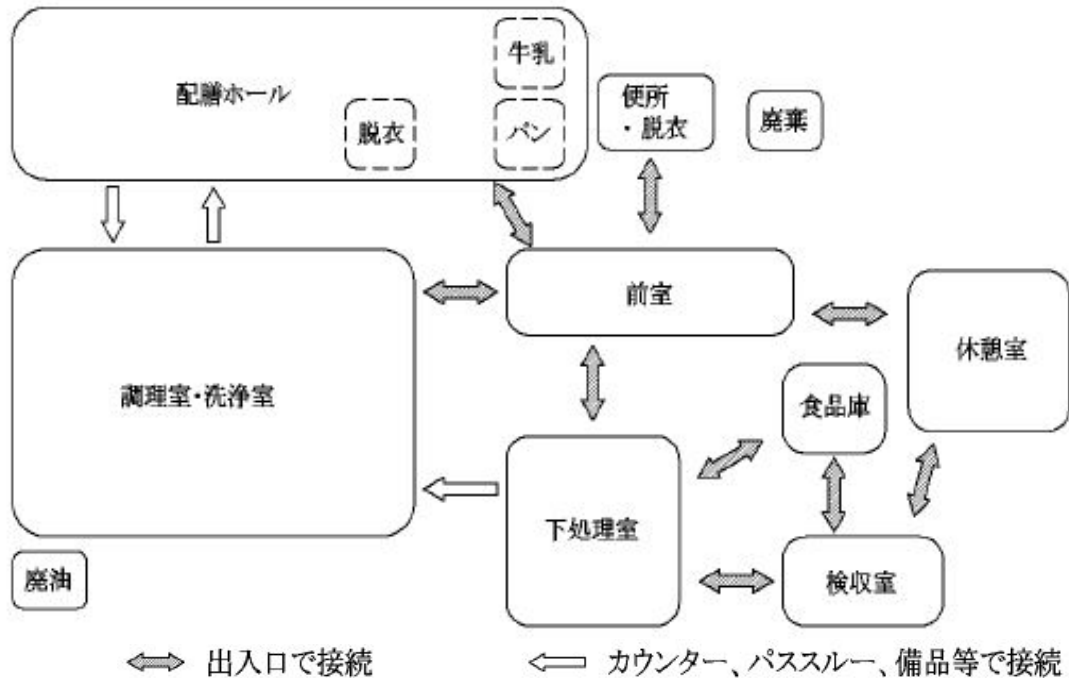
前室、休憩室、便所、脱衣スペース

エ 給食室機械室

オ 廃棄物置場、廃油置場

(2) 各室のつながり条件

■標準図における各室配置



(3) 設計上の留意事項

ア 24 クラスを対象とした場合、標準的に必要な面積は給食機械室で約 56 m²、その他の諸室で約 305 m²です。クラス数の大小により、設備の大きさが変わるため、それに応じた計画とします。

イ 食材を搬入するための車両は牛乳業者 3 トントラック：（長さ 802 cm、幅 249 cm、高さ 335 cm）を標準として、学校出入口から給食室（検収室、牛乳置場、パン置場）までの動線を確保してください。やむを得ない場合は駐車場所から、台車等による搬入も可とします。また、事故等の防止に留意して児童動線と分けた計画としてください。

ウ 配膳ホールと廊下をつなぐ出入口は、混雑緩和のため入口と出口を別にし、2 か所とします。配膳ホール周りの動線は、児童の安全性を考慮し、廊下（入口）→配膳ホール→廊下（出口）のループ状の一方通行としてください。

エ 調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気設備は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置してください。また、給食室上階に教室等が配置される場合においても、配管のレイアウトや上階機械室の床の高さ等の工夫により、極力階高を抑えてください。

オ 給食室から普通教室までの配膳動線上は、衛生上、可能な限りトイレや屋外に通じる部分（昇降口等）が無いよう計画することが望ましいです。

6 運動施設

(1) 体育館

ア 体育の授業や児童・生徒の集会、地域での利用、地域防災拠点における災害時の避難所等学校のみならず、地域活動等としても利用します。

イ 地震時の避難場所としての利用が想定されるため、原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。ただし浸水想定区域に指定されている場合については、2階以上の設置も検討します。

ウ 広さは普通教室数に応じた基準面積を確保する計画とします。また、災害時において、教育活動エリアと避難所エリアが並行して使用できるよう分離できる計画とします。

土日や夜間など、地域住民利用時の管理上の動線を考慮した計画とします。

なお、敷地条件等により、校舍組み込み型を採用した場合においては、教室等への騒音・振動対策のほか通風確保、避難経路、構造の用途係数の違いによるエキスパンションジョイントの設置などについて配慮する必要があります。

	普通教室数	基準面積（アリーナ部分）
小学校	14 教室以下	560 m ²
	15 教室以上 34 教室以下	720 m ²
	35 教室以上	1,080 m ²
中学校	17 教室以下	720 m ²
	18 教室以上	1,080 m ²

(2) 水泳プール

原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。水槽の広さは、小学校 25m×7m（5コース）、中学校 25m×12m（6コース）です。

水槽の深さは、小学校 1.0～1.2m、中学校 1.2～1.4mとします。付帯施設として、循環機室、更衣室、便所及び倉庫を設置します。

授業の際、プールの水位等を頻繁に変更するため、プールサイドから循環器室及び排水バルブへのアクセスを配慮してください。

(3) 武道場（中学校）

主に柔道や剣道を行うための施設です。

(4) 部室（中学校）

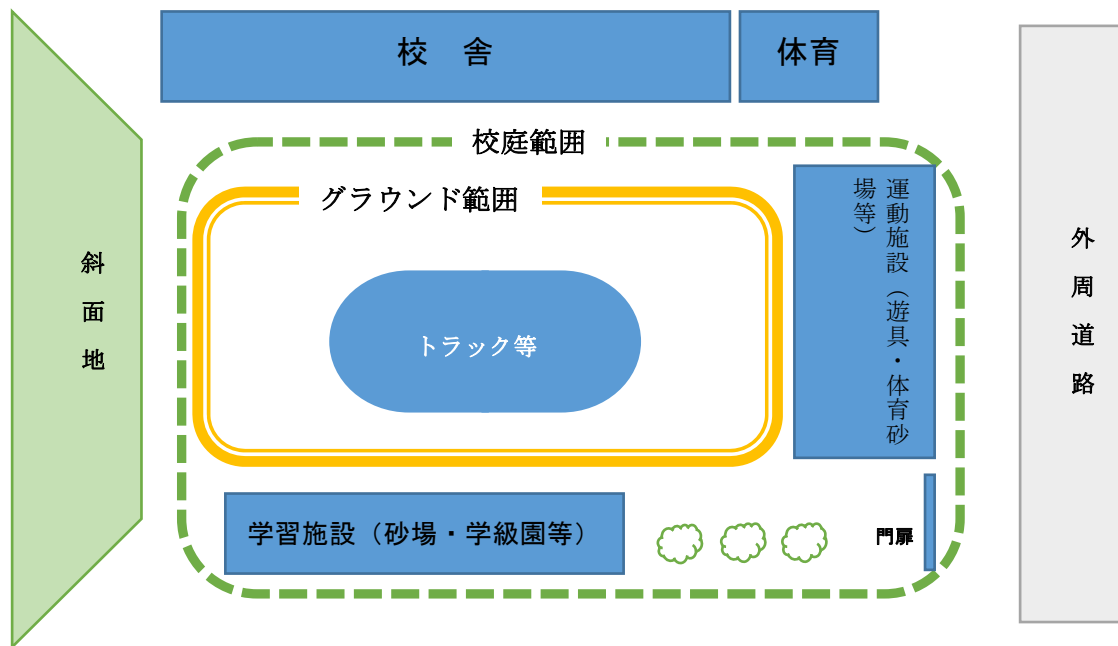
学校と協議のうえ、必要諸室を決定します。

第2 屋外施設

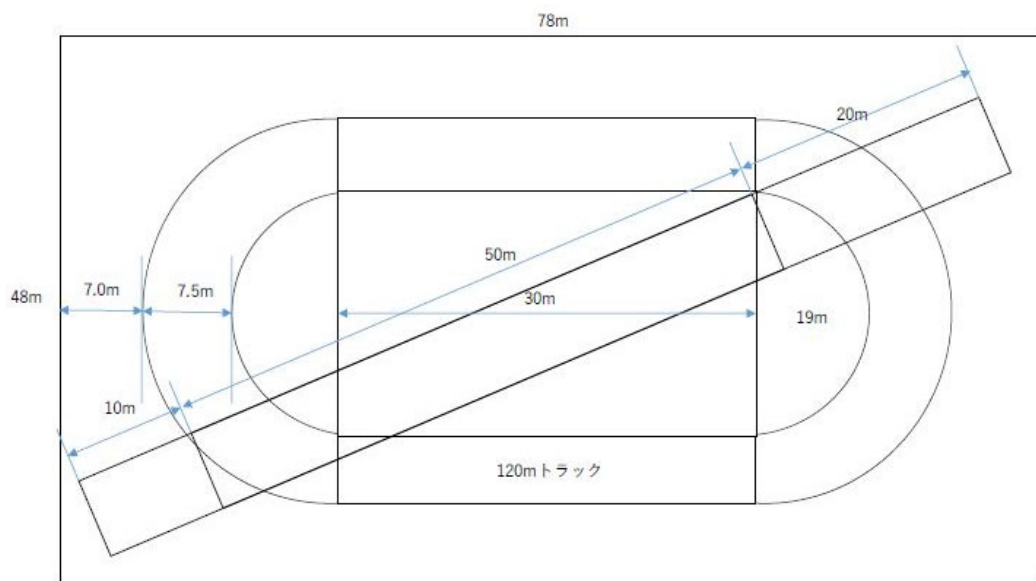
1 グラウンド

グラウンドとは、運動施設・学習施設・通路等を含まず、体育等で安全に使用できる範囲を指します。

形状、大きさはトラック、直走路及び球技のうち大きい面積を要するコートによって、おおよその目安を決めるのが一般的です。なお、建替えにあたっては上記に加え既存グラウンドの面積を確保することとします。

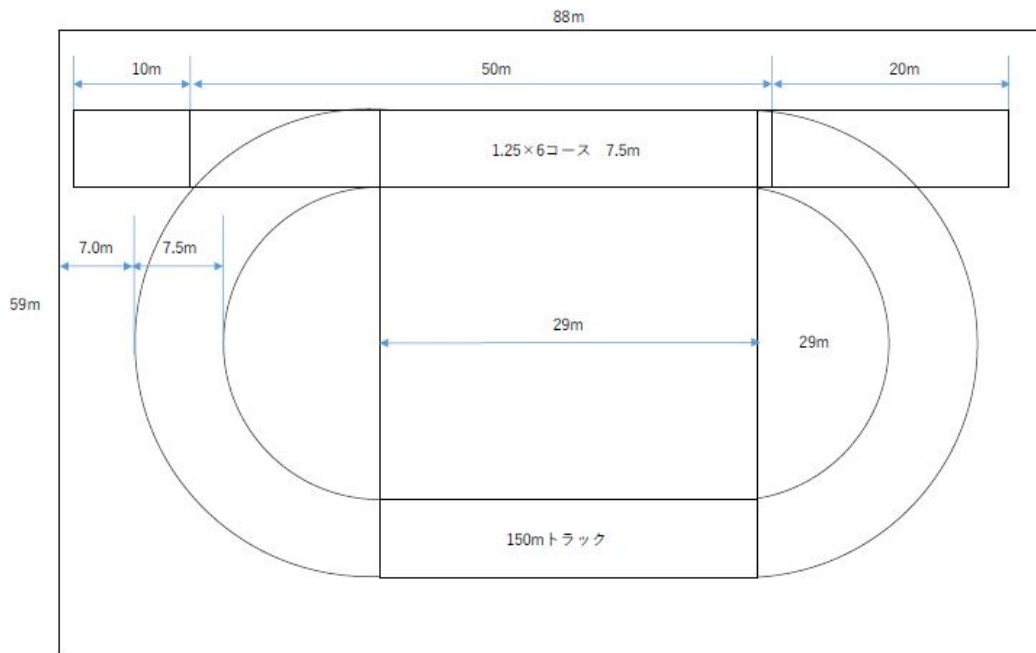


(1) 小学校標準トラック



120mトラックを確保するために必要な校庭面積 $78\text{m} \times 48\text{m} \div 3,800 \text{ m}^2$

(2) 中学校標準トラック



150mトラックを確保するために必要な校庭面積 $88\text{m} \times 59\text{m} \approx 5,200 \text{ m}^2$

2 外構

原則、建設工事がすべて完了した後の土木工事にて行う予定ですが、施工工程や校舎との取り合い等のやむを得ない理由がある場合、建築工事にて行う場合があります。（門柱・門扉、中庭など）

(1) 駐車スペース

来客用として5台程度のスペースを確保することとします。

(2) 緑化

原則地上に緑化することとしますが、やむを得ず屋上緑化を採用する場合には、将来の太陽光発電設備のスペースを考慮した計画とします。

また、維持管理は用務員が実施することになるため、樹木の剪定等の維持管理がしやすく、防球ネット等への干渉が少ないことを考慮した植栽計画とします。（事業者への委託は越境等の支障樹木のみとなります）

(3) 防護施設

ア 外部からの侵入防止のために設置するフェンスは、空間なく設置し、高さ1.8mを確保することとします。

イ 防球ネットや防砂ネットは、近隣状況を考慮した計画とします。

3 屋外付帯施設等

(1) 付帯施設

名称	標準的な大きさ	備考
バルクタンク (プロパンボンベ保	-	都市ガスが供給されていない場合は設置が必要になる 既存校はプロパンボンベ保管庫を設置している場合が多いが、建

管庫)		替えの際は原則バルクタンクに切り替える
ゴミ一時集積所	4.7m×1.5m	原則、ゴミ置場と隣接する 日常のゴミを一時的に保管する場所 ゴミは収集直前に学校用務員がゴミ置場へ移動させる
ゴミ置場	4.0m×1.5m	屋根は設置しない ゴミ収集車が入れるような動線を設ける
焼きがま庫	3.4m×2.9m	授業並びに地域活動で使用する想定 熱源の種類（電気、ガス、灯油等）は別途調整 要否については、学校と調整
体育倉庫	7.5m×4.5m	グラウンドに面するように設置
屋外倉庫	7.5m×4.5m	体育倉庫に入れるもの以外（園芸用品等）を収納する機会が多い
飼育小屋	6.5m×2.8m	うさぎ、小鳥、にわとりの飼育スペースがある 要否については、学校と調整
石油保管庫 ポリ容器保管庫	-	要否については、学校と調整
受水槽 受水ポンプ室	-	直結給水方式を採用すれば設置不要

(2) その他屋外施設 ※ 詳細は別資料「校庭整備（設計・工事）の手引き」を参照してください。

原則、次の施設を設置します。

ア 学習施設 ◎：必須 ○：地域性等を考慮し検討 無印：必須でない

施設名	建替時 必要度		標準図	用途・備考
	小	中		
造形砂場	◎		無	形状は楕円または四角等 角部は面取り
百葉箱	◎	○	有	張芝 10 m ² 扉の開閉は北向き
旗竿台	◎	◎	有	運動会、体育祭等での掲揚
学級園	◎	○	有	給水設備要、日照の確認
学校園（畑） もしくは田んぼ	○		有	給水設備、日照の確認 主に所在の地域性により設置。
へちま棚	○		有	日照の確認 植栽スペース（レンガ縁石）

教材池 もしくは 鑑賞池			有	ビオトープとして魚類飼育、水草など 給排水設備要
--------------------	--	--	---	-----------------------------

イ 運動施設

◎：必須 ○：地域性等を考慮し検討 無印：必須でない

施設名	建替時 必要度		標準図	用途・備考
	小	中		
トラック（標準）	◎	◎	無	小 120m W=1.25m×6 コース 7.5m 中 150m W=1.25m×6 コース 7.5m トラック周囲に7mのクリアランスを確保
直走路	◎	◎	無	50m W=1.25m×6 コース
鉄棒	◎	◎	有	高鉄棒は、学校と要否を調整の上、整備することとし、設置する場合は砂場と一体とする 小 H=0.9~1.1(5連) H=1.3(5連)、H=1.5(3連) 中 H=1.3(3連)H=1.5(5連) H=1.8~2.3(3連) 高鉄棒
運動遊具	◎		有	ジャングルジム、雲梯、肋木、ハンター棒（のぼり棒）から3種程度 グラウンド有効面積が4,000㎡以下で、運動遊具が設置できない場合、複合遊具の設置を検討（複合遊具は職員室からの死角に留意）
体育砂場	◎	◎	有	二方向からの助走路確保排水柵は助走路内に設置しない 小 5m×10m 中 5m×10m
サッカーコート	◎	◎	無	コートの周囲に安全に配慮したクリアを設けること 小 50m×68m 中 45m×90m
バレー・テニス 兼用ポスト		◎	有	移動式（主に中学部活動）
バスケット ゴールポスト		○	有	固定式（主に中学部活動） 小 H=2.6m 中 H=3.05m

4 校庭整備の工期について

校庭整備工事の工期は、散水設備、防球ネット、フェンスの設置など施工の内容によって異なります。整備内容に合わせて、適正な工期設定をお願いします。

※過年度、設計段階では工期を6か月としている案が多くみられますが、工事の完了が難しいため、整備内容に合わせて工期の積上げを行ってください。

第3 標準的な仕上げ仕様

代表的な諸室の仕上げ仕様については、次表のとおりとします。

1 内部仕上げ

室名	床	壁	天井
普通教室	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し、しな合板目透し張り EP-G 塗装	化粧吸音せつこうボード張り
職員室	ビニル床タイル敷き（O Aフロア下地）	コンクリート打放し、しな合板目透し張り EP-G 塗装	化粧せつこうボード張り
廊下	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し EP-G 塗装	化粧せつこうボード張り

2 外部仕上げ

外壁	コンクリート打ち放し 複層塗材 RE
屋根	アスファルト防水、防水押えコンクリート

第4 電気設備・昇降機設備

1 屋内施設等の電気設備で共通で設置される主な設備は次のとおりとします。

- (1) 電灯設備（LED 照明器具・配線器具・空調換気電源）
- (2) 構内情報通信設備（ネット（Y・Y NET・YCAN））
- (3) 構内交換設備（電話機）
- (4) 拡声設備（スピーカー、アッテネーター）
- (5) 火災報知設備（感知器）

2 屋内施設等の電気設備で建物全体に関わる設備と室は次のとおりとします。

(1) 変電室

受変電設備を設置します。

JIS C 4620「キュービクル式高圧受電設備」によるキュービクル式配電盤を設置します。受電電圧は 6,600 V になります。

消防法上、屋内消火栓設備の非常電源「非常電源専用受電設備」の仕様を満たす必要があります。

(2) 職員室

ア 総合盤を設置し次のような機能を有する設備を設置します。

電灯設備（廊下共用部等のリモコンスイッチ、誘導灯信号装置）

動力設備（空調設備の集中リモコン）

構内情報通信網設備（ネット（Y・Y NET、YCAN）の ONU・ルーター）

構内交換設備（デジタル PBX）

情報表示設備（時刻表示装置）

拡声設備（非常放送装置）

誘導支援設備（インターホン（門扉用・職員玄関用）、トイレ呼出装置、ELV インターホン）

監視カメラ設備（防犯カメラ監視装置）

防犯・入退室管理設備（門扉・職員玄関等の電気錠制御設備、機械警備設備）

火災報知設備（P型1級受信機）

イ グラウンド側に校庭散水設備の操作盤及び放送・スタジオ室で設置された音響アンプのリモコンを設置します。

ウ 地域防災拠点の場合は、防災無線設備が設置されます。

(3) 放送・スタジオ室

学校敷地内に放送することができる音響設備を設置します。職員室に設置する拡声設備（非常放送装置）と職員室側に設置する放送切替器により連携します。

3 共用部（EPS）

EPS には、各階に電灯分電盤、弱電端子盤及びケーブルラックを設置します。将来を加味したスペースが必要になります。

4 外構

(1) 構内配電線路及び構内通信線路

高圧引込用気中負荷開閉器を設置し、変電室まで高圧ケーブルを敷設します。

構内交換設備及び構内情報通信網設備を設置するため、職員室まで空配管を設置します。

(2) インターホン及び電気錠設備

門扉等に職員室や放課後キッズクラブ等のインターホン及び電気錠設備（開錠ボタン等）を設置します。

5 昇降機設備

乗用（車いす兼用及び視覚障害者兼用）マシンルームレスエレベーターを設置します。

主な使用は次のとおりとします。

積載量 750kg・定員 11名

定格速度 45m/min

扉は防犯窓有

第5 空調設備

1 次に示す教室、特別教室、管理諸室等に空調設備を設置します。

(1) 教室

普通教室、個別支援教室、特別支援教室

(2) 特別教室・多目的室

理科教室、音楽教室、家庭科教室、図画工作教室、美術室、

技術教室、図書室、教育相談室、進路指導教室、特別活動教室

多目的室（水廻り学習）、多目的室（集会・発表等）、多目的室（少人数指導）、

多目的室（学校指定）

(3) 管理諸室

校長室、職員室、事務室、休養室、保健室、保健相談室、技術員室、放送スタジオ室、会議室、
地域交流室、PTA 会議室

(4) 運動施設

体育館

(5) 給食室（小学校）・給食配膳室（中学校）

調理室、洗浄室、検収室、下処理室、配膳ホール、前室、休憩室、給食配膳室

第 6 想定される複合用途（教育委員会所管の施設以外）

1 放課後キッズクラブ（小学校のみ）【こども青少年局青少年部放課後児童育成課】

(1) 整備目的

「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的とした施設として整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

児童が放課後や休日等の学校の運営時間外に利用する施設であり、施設運営は指定管理者制度により、公益財団法人、NPO法人、株式会社等が行っているため、独自の玄関計画や施設の利用動線や学校との管理区分について配慮が必要です。体育館や図書室を活動場所に利用するなど、適宜施設の相互活用も図られています。

なお、建築基準法上は学校施設となります（用途上不可分）。

2 防災備蓄庫【総務局危機管理室地域防災課】

(1) 整備目的

地域防災拠点に指定されている学校について、防災資機材や食料等を保管するための防災備蓄庫を整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

ア 床面積は約 40 m²とします。原則屋外に 1 棟整備ですが、体育館が校舎組み込み型の場合などにおいては、屋内と屋外に分けて設置する場合があります。

イ 発災時に避難所となる体育館の近くが望ましいです。

ウ 敷地内に、災害用ハマッコトイレを設置する場合は、その備品を収納します。

エ 浸水地域・土砂災害警戒区域等を考慮して配置を検討します。

3 横浜市地区センター条例に基づくコミュニティハウス【市民局区政支援部地域施設課】

(1) 整備目的

市民の地域社会活動に対する関心が高まって生きている中で、中学校区を一つの区域目標として、地域社会

活動等を進める身近な活動の場としてコミュニティハウスの整備を行ってきました。学校だけでなく、他局の施設に設置する場合があります。機能・諸室について決まった考えや標準的な考え方はありませんが、基本的な機能としては、事務・サービス機能、学習・集会機能、交流機能を有することとしています。以上の3機能のほかに、地域ニーズに応じた機能（図書・厨房・工芸・子供向けなど）があります。

(2) 計画上の配慮事項等

ア 学校施設とコミュニティハウスは用途上可分の関係にあるため単独施設（別棟）にせず、校舎棟、体育館棟等に組み込んで設計してください（単独施設（別棟）とした場合、用途上可分の関係となるため敷地分割が必要）。

イ 学校施設とコミュニティハウスは管理者が別になるので、施設の利用動線や学校との管理区分について配慮が必要です。

ウ 床面積は 300 m²を基準としています。

4 災害用ハマッコトイレ【環境創造局下水道管路部管路保全課】 ※別途工事

(1) 整備目的

地域防災拠点等に公共下水道に直結した仮設トイレを整備します。

地震の影響で水洗トイレが使用不能となった場合でも、衛生的に使用できます。

(2) 計画上の配慮事項等

発災時に上屋を組み立てて使用するために、上屋の保管場所が必要となります。

また、排水にプールの水を使用することが想定されるため配置に配慮します。

原則学校建設工事の中で行うことはありませんが、競合工事として並行して工事を行う場合があるため、その際は工程などの調整が必要です。

5 消防団器具置場【消防局消防団課】 ※別途工事

(1) 整備目的

消防団器具置場は、地域の消防団が訓練や活動にて使用する物品や器具を保管している倉庫です。

(2) 計画上の配慮事項等

学校建替に伴う配置計画の検討の際に、消防団器具置場の設置場所を想定した計画とします。

原則学校建設工事の中で行うことはありませんが、競合工事として並行して工事を行う場合があるため、その際は工程などの調整が必要です。

改訂履歴

令和2年3月 作成

令和4年3月 修正

令和5年8月 修正